

国官技第 518 号
令和 8 年 3 月 27 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房 技術調査課長

VFM によるコンクリート構造物の工法比較に関する実施要領の策定について

建設現場における省人化や働き方改革等を図るため、プレキャスト製品の更なる活用に向けて、コンクリート構造物の形式選定においてコストを意識しつつも VFM (Value For Money) の考え方を取り入れ「最大価値」で評価する『VFM によるコンクリート構造物の工法比較に関する実施要領 (令和 8 年度版)』を策定したので通知する。

なお、本通知文は令和 8 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを行う業務から適用する。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに入札契約手続きを行う業務及び契約済み業務については、協議により適用してもよいものとする。

また、令和 8 年 4 月 1 日時点で業務が完了している場合であっても、本通知文の趣旨を踏まえて工事での積極的な活用をすること。

「VFM におけるコンクリート構造物の工法比較に関する試行について」(令和 6 年 3 月 28 日付け国官技第 875 号) は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。